

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田寛也

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程（昭和49年岩手県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査員)</p> <p>第5条 検査は、知事又は広域振興局長若しくは地方振興局長（以下「知事等」という。）の命ずる<u>吏員</u>（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない<u>吏員</u>を検査員の指揮下に補助員としてその検査に従事させることがある。</p>	<p>(検査員)</p> <p>第5条 検査は、知事又は広域振興局長若しくは地方振興局長（以下「知事等」という。）の命ずる<u>職員</u>（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない<u>職員</u>を検査員の指揮下に補助員としてその検査に従事させることがある。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。